

## 若年者の雇用促進施策と今後の展開等

平成26年3月10日(月)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課



# 建設産業の課題と対応について

## 【課題】

### 地域の建設産業の再生

- 建設投資の急激な減少に伴い、受注競争が激化し、ダンピング受注、企業の利益率の悪化、人員削減等が進行。

#### ・建設投資の減少

H4年度：84.0兆円 ⇒ H25年度：50.0兆円（ピーク時比40.0%）

⇒ 地域社会の担い手である建設企業の事業継続に不安

### 建設産業の担い手の確保・育成

- ダンピング受注、下請へのしづか寄せから技能者（職人）の賃金の下落等で就業者の労働環境が悪化し、入職者の減少、高齢化が進行。

#### ・技能労働者の低い賃金水準

H25年年収比較（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）  
建設業：395万円 < 全産業：524万円

⇒ 将来の担い手の確保、技術の承継等に懸念

## 【これまでの対応状況】

### ◆ 低入札価格調査基準の見直し（H25.5.16 実施）

⇒ 一般管理費の算入率を30%から55%に引き上げ標準的な土木工事において、予定価格に対する低入札価格の割合が約86%から88%に上昇。

### ◆ 公共工事設計労務単価の引き上げ

平成26年2月から公共工事設計労務単価を平成25年4月比約7.1%引き上げ（被災地では、約8.4%引き上げ）  
建設業界へ賃金支払い等の要請（H25.4.18）（H25.10.23）

⇒ 大臣（4月）、副大臣（10月）から、適切な価格での契約、技能者への適切な水準の賃金支払い、社会保険の加入徹底等を直接要請。1/3強の建設企業が4月以降何らかの形で賃上げ（予定含む）を実施。

### ◆ 社会保険等未加入対策

⇒ 平成25年度公共工事設計労務単価には、社会保険未加入者の加入に必要な費用についても算入。  
⇒ 若年者の入職促進のため、最低限の条件である社会保険未加入対策について、行政、元請企業、下請企業等関係者が一体となって取組みを推進し、  
平成29年度を目指す。

### ◆ 公共事業関係予算の確保

⇒ 平成26年度当初予算是、（ほぼ前年並の）5.4兆円を確保。

⇒ 「平成26年度予算編成の基本方針（平成25年12月12日閣議決定）」（抜粋）  
「今後の社会資本整備について〔は〕、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進していく必要がある。」  
↑ 今後の公共事業関係予算の安定的・持続的な確保に向けた第一歩

### 中長期的な見通しの確保

● 現場の技術者・技能者の確保・育成、機械の購入等を進めるためには、将来が見通せるよう計画的・安定的な事業の見通しを示すことが必要。

# 平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

## I. 単価設定のポイント

- (1) 最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映  
(例年の4月改訂を前倒し)  
(2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映  
(継続)

↑  
**全職種平均**  
全 国 (16,190円) 平成25年4月比：**+7.1%** (平成24年度比：**+23.2%**)  
被災三県 (17,671円) 平成25年4月比：**+8.4%** (平成24年度比：**+31.2%**)

※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置（継続）（当面被災三県のみ）  
※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

## II. 技能労働者の処遇改善・若年入職者増加に向けた関係者への要請（平成26年1月30日）

### 建設業団体あて

#### (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

・適切な価格での下請契約の締結

・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請

・雇用する技能労働者の賃金水準を引上げ

#### (2) 社会保険等への加入徹底

・元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約を締結

・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払し、労働者を社会保険に加入させる

(3) 若年入職者の積極的な確保

(4) ダンピング受注の排除

(5) 消費税の適切な支払い

### 地方公団体等（公共発注者）あて

(1) 公共工事設計労務単価の改定値の早期適用

(2) ダンピング受注の排除・歩切りの根絶

(3) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払、社会保険等への加入徹底に関する元請業者指導

### 民間発注者あて

(1) 労務費・資材費の上昇傾向を踏まえた工事発注  
や契約変更

(2) 法定福利費相当額の適切な支払い  
・法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による工事発注

(3) 消費税の適切な支払い

## III. 今後の取組み

- (1) 技能労働者の賃金水準の実態を注視  
(2) 国交省直轄工事の元請・一次下請については、社会保険加入企業に限る方向で検討（平成26年度中に開始）

# 技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%、被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

国土交通省と建設業4団体との会合（4月18日）

出席者

【国土交通省側】太田国土交通副大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他  
【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、建設産業専門団体連合会



大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。

建設業団体の対応状況（抄）

日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議（理事会）
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改定の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定（理事会）

全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議（理事会）
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定（理事会）

全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議（理事会）
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定（正副会長会議）

建設産業専門団体連合会

- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議（通常総会）

「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合（10月23日）

- 高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請
- 1/3強の建設企業が4月以降何らかの形で賃上げ（予定含む）を実施。全産業と比較し、建設業、特に鉄筋・型枠・とび等専門工事業の給与が上昇
- 建設業団体からは、相当数の会員企業が下請企業の技能労働者の賃上げに前向き、民間・公共発注者（自治体）の理解が不十分等の意見
- 今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けて取組を加速することを確認

建設産業活性化会議（平成26年1月30日）

- 高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請

# 社会保険等未加入対策の全体像

(H26.2時点)



## 現状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在  
【企業別】3保険ともに加入している割合 87%  
【労働者別】元請 79%、1次 55%、2次 46%、3次下請以下 48%  
<H24. 10公共事務調査>

## 推進協議会の設置 (第3回 H25.9.26実施)

### 行政によるチエック・指導

<H24. 7～>  
○経営事項審査における減点幅の拡大

## 保険加入促進計画の策定

### 下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)

<H24. 11～>

- 協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
- 下請企業の選定时に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
- 2次以下についても、確認・指導。
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等

## 総合的対策の推進

## 課題

- 技能労働者の待遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に。  
○適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という不公正な競争環境。

## ダンピング対策

<H24. 11～>  
○許可時・経審時に加入状況を確認・指導  
○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導や監督処分の対象に指導に従わざ未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

## 法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

<公共(直轄)発注者>

- 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んで発注を行つこと、法定福利費が着実に確保されよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

<元請企業>

- ① 現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。
- ② 発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。
- ③ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。
- ④ 法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。

## 公共・民間発注者



## 法定福利費確保のイメージ

- 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んで発注を行つこと、法定福利費が着実に確保されよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

## 目指す姿

**実施後5年(平成29年度以降)を目標に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。**

- 技能労働者の待遇の向上、建設産業の持続的な発展による公平で健全な競争環境の構築を実現
- 法定福利費を適正に負担する企業による人材の確保

# 富士教育訓練センターの概要

## 1. 施設の概要

- 位置：静岡県富士宮市根原492-8(富士山の西麓。標高900m)
- 面積：敷地：約51,000m<sup>2</sup>、建物：約10,000m<sup>2</sup>(実習施設：屋内約51,000m<sup>2</sup>、屋外約25,000m<sup>2</sup>)
- 施設保有者：(一財)建設業振興基金
- 運営主体：職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会



## 2. 教育訓練内容

- 入職前の若年者教育
- 新入社員への技術・技能に関する教育訓練
- 施工管理者としての技術・技能教育
- 基幹技能者教育 等

## 3. 訓練実績

- 平成9年の開校から累計で約51万人日

	H9～19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
教育訓練人日	327,972	37,765	35,913	39,798	34,524	38,895	514,867

## 4. 太田国土交通大臣による富士教育訓練センター視察

- 平成25年7月31日(水)、太田国土交通大臣が富士教育訓練センターを視察し、訓練生を激励した。
- 視察後、太田国土交通大臣から、富士教育訓練センターについて、老朽化対策をはじめとする機能の充実強化について、具体的に検討を進めるよう事務方に指示。



# 富士教育訓練センターの充実強化の具体化に向けた検討について

## 1. 経緯等



- 7月31日、大臣より、現地視察後、センターの老朽化対策を始めとするソフト・ハード両面にわたる充実強化の具体化に向け、年内に基本的な方向性をとりまとめようとするよう指示
- 8月、検討委員会（委員長：大森文彦弁護士・東洋大学法学部教授。建設業団体、教育機関等から構成）を設置、12月19日の第3回検討会において、基本的な方向性をとりまとめ
- 12月26日の週に公表

## 2. 富士教育訓練センターの充実強化の具体化に向けた基本的な方向性（ポイント）

### 1. ソフト面の充実強化

- センターを建設業界における拠点的な職業訓練施設として位置付け、ソフト面の充実強化策を実施**
- 新たなニーズに対応したカリキュラムの整備  
⇒ 防災、減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化、リフォーム、維持管理関連の技術・技能の修得の推進
- 三田建設技能研修センター（兵庫県に所在。西日本の拠点）を始めとする他の職業訓練施設との連携・協力の強化  
⇒ 講師の相互派遣、指導員に対する指導、共同カリキュラムの開発 等
- 外国人技能実習生、女性等に対応したカリキュラムの整備 ⇒ 建設業の海外展開の促進、女性の活躍推進

### 2. ハード面の充実強化

- ソフト面の充実強化、施設の老朽化に対応するため、ハード面の充実強化策を実施**
- 建設業界を挙げた担い手確保のための象徴的取組として、平成26年度中に建替等工事に着手  
⇒ インターネット対応、外国人技能実習生や女性への対応、若年者のニーズ等を勘案した施設整備の検討
- 建替資金については、運営主体（センター）、施設所有者（建設業振興基金）の最大限の負担と既存助成制度の最大限の活用を基本とし、建設業界を挙げて支援
- 来年以降、運営主体、施設所有者を中心とする建替実行委員会（仮称）を設置し、建替えを確実に実施

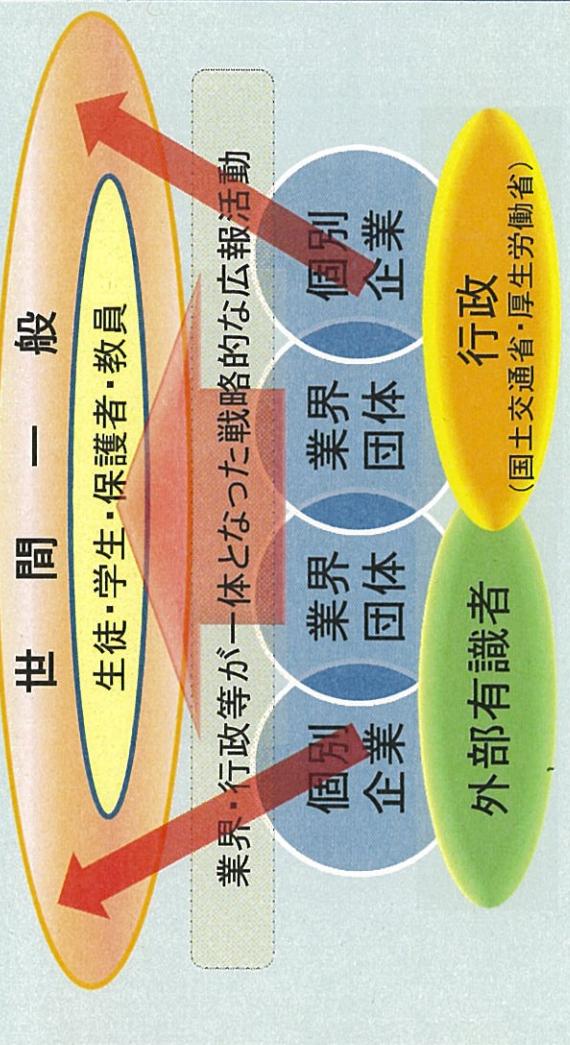
# 建設産業における戦略的広報の展開について

## 「業界横断的な情報発信」

- 従来の企業・団体による個別的な広報活動から、業界・外部有識者・行政が一体となって推進する戦略的広報活動の具体化を促進すべく、平成25年8月に建設産業戦略的広報推進協議会を設置。  
〔事務局：（一財）建設業振興基金〕

- 平成25年12月の総合ホームページ開設を皮切りに、建設産業に対する世間一般のイメージ向上や入職が期待される若者へのアピールに資する取組を強化。

## 「建設産業戦略的広報推進協議会が目指す取り組みのイメージ」



## 「現在の取り組み」

### 総合ホームページの開設

○ 平成25年12月24日に開設。  
**総合ホームページ名稱：「建設現場へGO！」**  
**一見る、知る、働く、建設産業のJobポータル**  
⇒URL：<http://genba-go.jp>



### キャッチコピー・ロゴマーク

- 第2回協議会（平成25年10月）でキャッチコピーを決定。  
**「未来をつくる君たちへ」**
- 第4回協議会（平成26年2月）で当該キャッチコピーを用いたロゴマークのデザインを一般公募で決定。



### 広報イベントの推進

- いづれ生徒・学生になる子どもや工業高校生、保護者等をターゲットに建設産業に係る広報イベントを推進。
- 平成26年8月の子ども霞ヶ関見学への参加を検討・準備中。



# 建設業法・入契法・品確法等の一体的改正について

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。  
→ 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務。

### インフラ等の品質確保とその担い手の中長期的な確保が喫緊の課題

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、**「公共工事の基本となる「品確法」を中心とした連携する「入契法」、「建設業法」も一體として改正。**

### 品確法（公共工事の品質確保に関する法律）の改正

=議員立法による改正（予定）  
※品確法は平成17年に議員立法で制定

#### ～公共工事に関する基本理念や発注者・受注者の責務を明確化する法律～

##### ■将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手の確保への配慮を明確化

##### ■地域維持及び災害対応の担い手確保、維持管理の適切な実施、ダンピング防止、若手人材の確保・育成等の評価、点検・診断を含む調査設計の品質確保

##### ■発注者責務の明確化

- ・市場における労務・資材等の取引価格を的確に反映した予定価格の適正な設定、入札不調・不落等の場合における見積りの徴収、現下の不調・不落等の場合における見直し等
- ・低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注と適切な工期設定、円滑な設計変更等

##### ■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用により、行き過ぎた価格競争を是正

- ・市場維持工事等の複数年度・複数工事一括発注・共同受注方式等
- ・民間技術を最大限活用する「技術提案競争・交渉方式」、受注者の負担を軽減する「段階選抜方式」、地域維持工事等の複数年度・複数工事一括発注・共同受注方式等

### 品確法の基本理念や責務を実現するため、必要な制度的対応を措置

建設業法等の一部を改正する法律案 = 政府提出法案

### 入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

～主として公共工事の発注者に具体的な措置を求める法律～

##### ■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を公共工事の入札契約の適正化の柱として追加
- ・公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認 [ $\rightarrow$  見積り能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除]

##### ■品質確保の前提となる適正な施工確保の徹底

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大（下請金額による下限を撤廃）  
【 $\rightarrow$  維持修繕等の小規模工事も含め施工体制の把握を徹底し、手抜き工事や不當な中間搾取を防止】
- ・受注者に暴力団員がいると判明した場合に発注者が許可行政庁に通報

### 建設業法の改正

建設業法の改正

～受注者たる建設業者の健全な発達を促進する法律～

##### ■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者及び国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務を明記
- ・技術者・技能労働者等の育成等に係る建設業者団体の自主的な取組を促進

##### ■品質確保の前提となる適正な施工確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設  
【 $\rightarrow$  事故を防ぎ、工事の質を確保するために、必要な実務経験や資格のある技術者を配置】
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

# 建設産業活性化会議の概要

## 本会議の設立趣旨

- 我が国の建設産業は、これまで続いた建設投資の減少や受注競争の激化等により、建設企業が疲弊し、現場の技能者等の処遇悪化や若年入職者の減少等の厳しい状況に直面。
- 現在の状況を看過すれば、労働人口の減少、少子高齢化の加速化等もあいまって、中長期的には地域の担い手不足が懸念され、将来にわたる社会資本の整備・維持管理及びその品質確保や、災害対応等を通じた地域の維持等に支障が生じるおそれがあり、担い手確保・育成を通じた建設産業の活性化は最重要課題。
- このため、建設産業の担い手をめぐる現状や将来の見通しを含む重要課題に関する認識を共有し、短期及び中長期といった時間軸に分けた上で講ずべき施策の検討を行うため、「建設産業活性化会議」を設置。

### 構成員等

【国土交通省】高木副大臣(座長)、土井政務官(副座長)、事務次官、技監、国土交通審議官、大臣官房長、総合政策局長、技術総括審議官、建設産業局長、建設流通政策審議官	【学識経験者】大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部教授)、蟹澤 宏剛(芝浦工業大学工学部教授)、高野 伸栄(北海道大学公共政策大学院准教授)
【建設業団体】日本建設業連合会、全国建設業協会、建設産業専門団体連合会、建設業振興基金	【建設機関・シンクタンク】全国工業高等学 校長協会、建設経済研究所
【オブザーバー】厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長	

## これまでの経過

開催日	議事内容
平成26年1月14日(第1回)	● 会議の設置
平成26年1月30日(第2回)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高木副大臣より、新公共工事設計労務単価の発表、適切な賃金の支払い等の要請、社会保険への加入徹底の加速化の指示。</li><li>● 以下についてヒアリングを実施し、意見交換。<ul style="list-style-type: none"><li>「建設業就業者数の将来推計」((一財)建設経済研究所)</li><li>「建設産業の人材確保・育成方針」((一財)建設業振興基金)</li></ul></li></ul>
平成26年3月4日(第3回)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 以下についてヒアリングを実施し、意見交換。<ul style="list-style-type: none"><li>「建設産業の再生と発展、持続のために取り組むべき具体的な課題について」(芝浦工業大学 蟹澤教授)</li><li>「建設業に若者を迎えるために」(北海道大学 高野准教授)</li></ul></li></ul>

↑ 本年夏頃を目標に中間にとりまとめを予定

